

壱岐市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

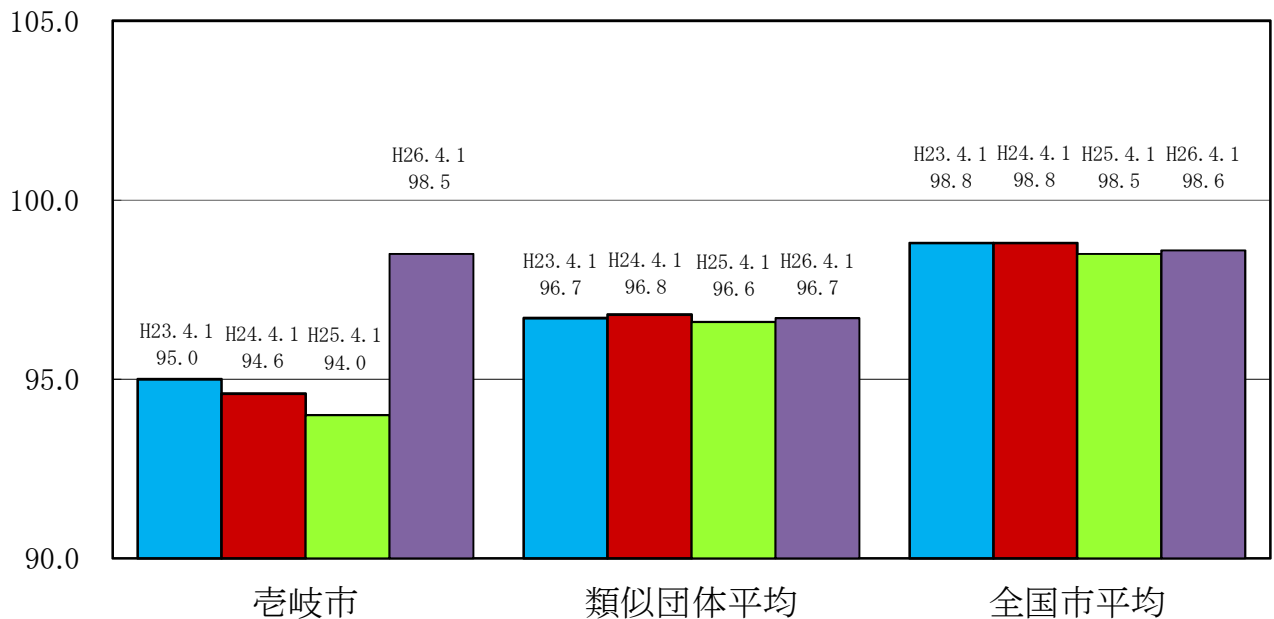
区分	住民基本台帳人口 26年1月1日	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 28,992	千円 23,400,660	千円 438,832	千円 3,622,032	% 15.5	% 17.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 349	千円 1,298,253	千円 236,687	千円 492,127	千円 2,027,067	千円 5,808	千円 5,607

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したのものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①平成20年10月から平成26年3月まで給与月額の5%カットを実施していたため、削減措置が終了した平成26年度に指数が上昇したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容)
 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。若年層については最大2%引下げ。高齢層については最大4%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し・・・(該当手当なし)

③その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
 (平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壱岐市	43.7 歳	337,000 円	385,973 円	360,717 円
長崎県	44.0 歳	334,300 円	416,196 円	368,726 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.7 歳	320,225 円	372,857 円	345,804 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
壱岐市	53.3 歳	4人	324,300円	367,825円	325,925円	—	— 歳	—	—
うち調理師	53.3 歳	4人	324,300円	367,825円	325,925円	調理師	44.9 歳	213,500円	1.7
長崎県	51.3 歳	188人	334,479円	383,263円	357,495円	—	— 歳	—	—
国	50.1 歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	— 歳	—	—
類似団体	49.6 歳	21人	310,621円	336,564円	323,268円	—	— 歳	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
壱岐市	5,805,500円	2,849,100円	2.0
うち調理師	5,805,500円	2,849,100円	2.0

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～25年の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢・業務内容・雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壱岐市	41.1 歳	320,100 円	428,200 円	338,450 円
長崎県	—	—	—	—
国	43.5 歳	372,375 円	—	443,555 円
類似団体	38.7 歳	290,816 円	365,786 円	311,031 円

④福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壱岐市	43.4 歳	335,300 円	358,165 円	348,111 円
長崎県	—	—	—	—
国	41.8 歳	331,688 円	—	377,975 円
類似団体	42.0 歳	302,791 円	327,256 円	312,271 円

⑤消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壱岐市	35.1 歳	267,800 円	320,083 円	286,963 円
長崎県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	37.9 歳	287,767 円	347,487 円	314,023 円

⑥医師・歯科医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壱岐市	45.8 歳	647,200 円	1,502,990 円	754,690 円
長崎県	—	—	—	—
国	50.4 歳	489,213 円	—	815,422 円
類似団体	46.5 歳	580,330 円	1,297,241 円	759,429 円

⑦看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壱岐市	41.7 歳	300,900 円	350,698 円	309,880 円
長崎県	—	—	—	—
国	46.3 歳	315,397 円	—	345,048 円
類似団体	40.9 歳	302,267 円	352,201 円	314,406 円

⑧幼稚園教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壱岐市	43.3 歳	332,600 円	345,062 円	341,162 円
長崎県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	41.8 歳	306,603 円	329,708 円	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (26年4月1日現在)

区 分		壱 岐 市	長 崎 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	154,300 円	—
	中学卒	129,200 円	139,700 円	—
税 務 職	大学卒	172,200 円	—	—
	高校卒	140,100 円	—	—
福 祉 職	大学卒	172,200 円	—	—
	高校卒	140,100 円	—	—
消 防 職	大学卒	172,200 円	—	—
	高校卒	140,100 円	—	—
医師・ 歯科医師職	大学卒	485,200 円	—	—
看護・ 保健職	大学卒	201,100 円	—	—
	短大卒	188,900 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (26年4月1日現在)

区 分		経験年数11年	経験年数15年	経験年数19年
一般行政職	大学卒	268,175 円	296,767 円	348,633 円
	高校卒	222,000 円	262,633 円	299,500 円

区 分		経験年数15年～20年
技能労務職	大学卒	265,100 円

区 分		経験年数5年～10年未満	経験年数10年～20年未満	経験年数20年～30年未満
税務職	大学卒	— 円	304,350 円	358,200 円
	高校卒	— 円	282,700 円	337,567 円

区 分		経験年数5年～10年未満	経験年数10年～20年未満	経験年数20年～30年未満
福祉職	大学卒	237,500 円	288,167 円	351,400 円
	短大卒	192,800 円	282,900 円	361,875 円
	高校卒	— 円	266,750 円	351,933 円

区 分		経験年数5年～10年未満	経験年数10年～20年未満	経験年数20年～30年未満
消防職	大学卒	— 円	290,100 円	— 円
	高校卒	185,943 円	243,833 円	351,000 円

区 分		経験年数5年～10年未満	経験年数10年～20年未満	経験年数20年～
医師・歯科 医師職	大学卒	— 円	636,450 円	765,933 円

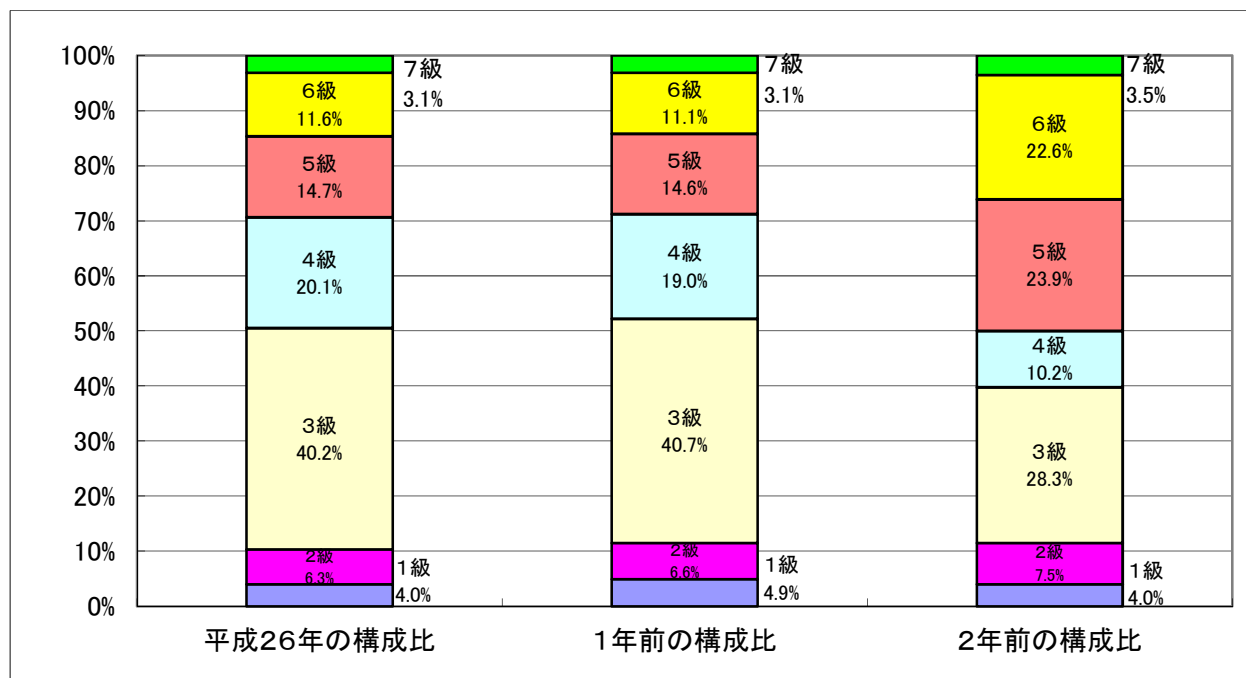
区 分		経験年数5年～10年未満	経験年数10年～20年未満	経験年数20年～30年未満
看護・ 保健職	大学卒	239,750 円	260,075 円	371,833 円
	短大卒	233,290 円	268,433 円	341,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	9	4.0%	137,600 円	244,900 円
2 級	副主任	14	6.3%	187,700 円	308,000 円
3 級	係長・主任主事	90	40.2%	224,600 円	354,700 円
4 級	課長補佐・班長・主査	45	20.1%	263,500 円	388,300 円
5 級	課長・主幹・参事	33	14.7%	290,700 円	400,600 円
6 級	課長・主幹	26	11.6%	322,100 円	422,600 円
7 級	部長	7	3.1%	367,500 円	456,200 円

- (注) 1 沓岐市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年度に旧給料表の1級及び2級を1級に統合し、旧3級を2級とし旧4級及び旧5級を3級にそれぞれ統合し、旧6級を4級と5級へ、旧7級を6級と7級へそれぞれ分割している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一定の勤務成績の判定を行ったうえで、勤務成績の昇給への反映を行っている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

壱 岐 市	長 崎 県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,410 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,607 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (—)月分 (—)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参 考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評価制度導入準備中のため、勤務実績の反映は行っていない。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

壱 岐 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 1,982 千円 24,372 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.7 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当・・・(該当手当なし)

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		54,289 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		227,151 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		44.67 %		
手当の種類(手当数)		15		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業等従事手当	看護師等	(1)感染症患者又は感染症の疑いのある患者の救護作業 (2)感染症患者又は感染症の疑いのある患者に接する業務に従事するとき (3)感染症菌の付着した又は付着の危険がある物件の処理作業従事 (4)結核予防及び感染症予防消毒に従事 (5)結核病及び感染症死亡人処理に従事 (6)行旅病人及び行旅死亡人の取扱	千円	(1)～(4)従事した日1日につき1,000円 (5)～(6)従事1件につき2,000円
船舶臨時運航業務手当	船員	臨時運航業務に従事した場合	51 千円	従事1回につき500円
精神科勤務手当	精神科に勤務する医師	精神科勤務	千円	勤務日1日につき400円
感染症及び結核作業手当	医師又はその他の職員	感染症及び結核に診療に従事	千円	勤務日1日につき医師400円 その他の職員150円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に 対する支給単価
獣医師手当	獣医師	医術の向上、往診及び 救急患畜対応	28,320 千円	1人につき月額23万円以内
予防接種手当	獣医師	IBR予防接種業務	710 千円	1戸500円以内
指定獣医師手当	獣医師	自衛防疫業務	1,384 千円	1頭125円以内
麻酔手当	医師	全身麻酔業務に従事(所属診療 科以外)	1,240 千円	従事1回につき20,000円
夜間看護手当	看護師等	正規の勤務時間の一部又は全部 が深夜(午後10時～午前5時)に おいて行われた看護等の業務に 従事	16,623 千円	・深夜を通じて勤務 6,800円 ・4時間以上勤務 3,300円 ・2時間以上4時間未満勤務 2,900円 ・2時間未満勤務 2,000円
防疫等作業手当	臨床検査 技師 看護師等	(1) 臨床検査技師で、感染症の 病原体の検査等に直接従事、又 は食中毒菌に汚染されたおそれ のある物件の処理に専ら従事 (2) 看護師等で、感染症の患者 又は感染症の疑いのある患者に 接する業務に従事	598 千円	(1) 月額6,000円 (2) 日額290円
放射線取扱手当	診療放射線 技師 医療技師 その他の職員	(1) 診療放射線技師で、放射線 の照射作業に専ら従事 (2) 医療技師で、放射線の照射 作業の業務の補助に専ら従事 (3) その他の職員が、放射線を 照射する作業に従事	876 千円	(1) 月額9,000円 (2) 月額6,000円 (3) 日額230円
精神保健福祉 業務手当	医師以外の 職員	精神保健指定医の診察の立会、 入院措置患者の護送、患者の面 談して相談、指導の業務	千円	日額290円
有害物取扱手当	看護師等	化学分析作業で人体に有害危険 なものに従事	千円	日額290円
出産介助手当	助産師	出産の介助に従事	164 千円	月額4,000円
救急呼出待機 手当	待機を命じら れた職員	緊急の呼出しに対応するため待 機を命ぜられた職員	4,324 千円	・1回につき2,000円 ・待機を命ぜられた時間 が5時間未満の場合1回 につき1,000円

※平成25年度より夜間看護手当、防疫等作業手当、放射線取扱手当、精神保健福祉業務手当、有害物取扱手当、
出産介助手当、救急呼出待機手当を新設。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	107,624 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	262 千円
支給実績(24年度決算)	85,770 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	205 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ		81,677 千円	243,812 円
	その他扶養2人目以降 6,500円				
	配偶者非扶養の場合の1人目 6,500円				
	配偶者がいない場合の1人目 11,000円				
	特定扶養(満16歳年度初めから満22歳年度末の子にかかる加算) 5,000円				
住居手当	●借家・借間居住者: ・家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ・家賃23,000円を超える場合 (家賃-23,000円)×1/2 +11,000円	同じ		12,007 千円	245,040 円
通勤手当	●交通機関利用者: 最高支給限度額 55,000円 ●交通用具利用者: 2km~30km距離区分に応じ 2,000円~13,700円	同じ		23,470 千円	50,911 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、その特殊性に基づき、給料月額額の100分の18の範囲内		国:俸給の特別調整額として支給	35,825 千円	559,768 円
休日勤務手当	休日の勤務時間数×勤務1時間あたりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間あたりの給与額の算出方法が異なる	19,511 千円	199,093 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した交替制勤務者に支給 支給額:夜間勤務時間数×勤務1時間あたりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間あたりの給与額の算出方法が異なる	16,374 千円	108,438 円
特地勤務手当	教育委員会の指導主事に支給 (給料+扶養手当)×8%	同じ		3,080 千円	439,971 円
準特地勤務手当	教育委員会の指導主事に対して着任後3年以内に限り支給 (給料+扶養手当)×4%	同じ		666 千円	221,856 円
宿日直手当	勤務1回につき 医師2万円 その他の職員4,200円	同じ		9,349 千円	38,161 円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額 1回につき6,000円以内	同じ		96 千円	48,000 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
教員特別手当	教育委員会の指導主事に対し2万200円を超えない範囲で支給			620 千円	88,629 円
研究手当	医術の向上のため、診療医師に対し月額23万円以内の調査研究費を支給			30,360 千円	2,760,000 円
救急手当	救急患者の対応のため緊急に正規の勤務時間外に勤務した次の職務の者へ支給 ・医師 勤務1回 10,000円 ・医師以外で管理職手当が支給される職にある者 勤務1回 2,500円			19,640 千円	1,785,455 円
離島診療手当	離島医療確保上、困難な診療に従事する職にある医師 月額30万円以内			38,400 千円	3,490,909 円
食料手当	三島航路の船舶に乗り組み、運航及び船舶保全その他船舶に従事する職員 月額2,000円			96 千円	24,000 円
単身赴任手当	支給額 月額23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が100キロ以上の場合には加算有(距離により6,000～45,000円支給)	異なる	加算額が異なる。	1,511 千円	167,889 円
調整手当	医師及び教育委員会の指導主事に対して支給 ・医師 月額 30,000円 ・指導主事 (給料+管理職手当+扶養手当)×3%	異なる	医師の支給率が異なる	5,134 千円	285,206 円

技師手当については、平成25年4月に廃止している。

5 特別職の報酬等の状況(26年4月1日現在)

区分	給料	料	月	額	等	備考
給料	市長	800,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副市長	640,000 円	989,000 円	259,000 円		
報酬	議長	380,000 円	545,000 円	230,000 円		
	副議長	330,000 円	474,000 円	200,000 円		
	議員	300,000 円	442,000 円	180,000 円		
期末手当	市長	(25年度支給割合)				
	副市長	2.95 月分 役職加算 15%				
退職手当	議長	(25年度支給割合)				
	副議長	2.95 月分 役職加算 15%				
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副市長	給料月額×在職年数×600/100	19,200千円	在任期間ごと		
	備考	給料月額×在職年数×360/100	9,216千円	〃		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	3	△ 1	事務の統廃合 業務増 欠員不補充 事務の統廃合 一部業務を土木部門へ移管 業務増
		総 務	56	57	1	
		税 務	14	14	0	
		民 生	67	65	△ 2	
		衛 生	27	26	△ 1	
		農林水産	37	36	△ 1	
		商 工	9	9	0	
土 木	27	29	2			
	計	241	239	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.44 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.69 人)	
	教育部門	48	50	2	業務増	
	消防部門	61	60	△ 1	欠員不補充	
	小 計	350	349	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 120.38 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 93.66 人)	
公営会計企業等門	病 院	123	130	7	業務増 事務の統廃合 事務の統廃合、欠員不補充	
	水 道	13	11	△ 2		
	交 通	7	7	0		
	下水道	2	2	0		
	その他	44	41	△ 3		
	小 計	189	191	2		
合 計		539	540	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 186.26 人	
		[690]	[690]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 職員の任免に関する状況

ア 平成25年度及び平成26年度の職種別採用者数

職 種	区 分	平成25年度		
		平成26年度 H26.4.1	H25.4.1	H25.4.2～H26.3.31
一般行政職		2	3	0
技能労務職		0	0	0
幼稚園教育職		1	0	0
その他	医療職	3	7	0
	看護・保健職	2	5	3
	薬剤・医療技術職	2	1	0
	その他	10	7	1
計	20	23	4	

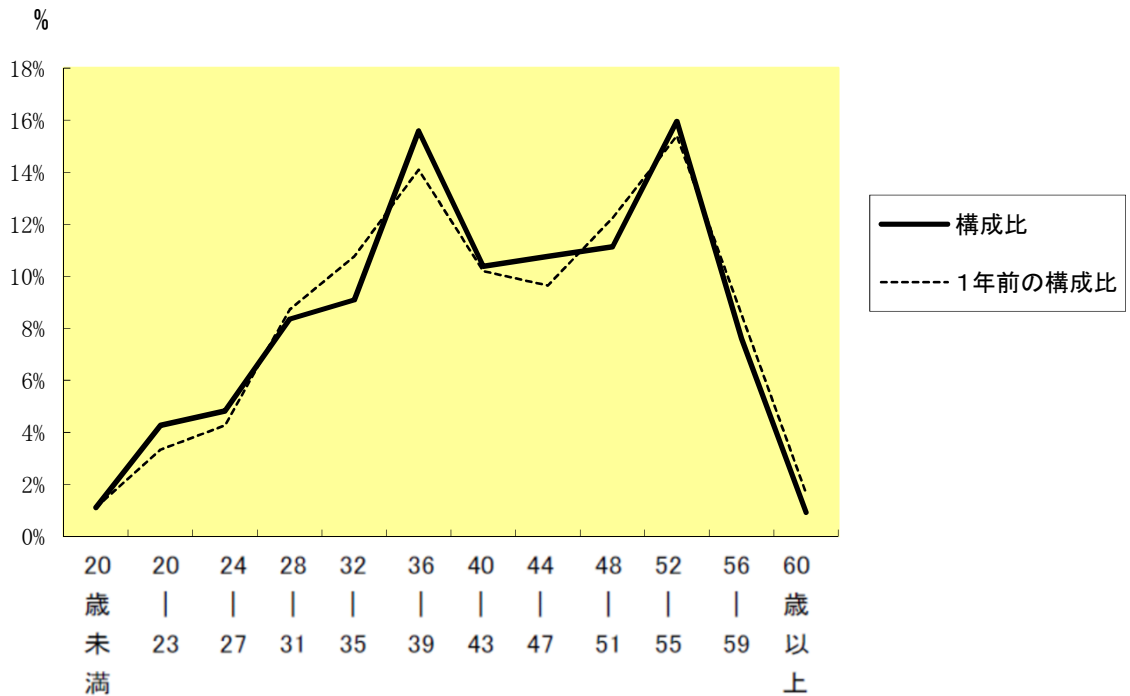
(注) 1. 職種区分は、「平成26年度地方公務員給与実態調査」による。

2. 職種区分の「その他」のうちの「その他」とは、海事職、福祉職、消防職等である。

イ 平成25年度職種別事由別離職者数

職種 \ 区分		合計	定年退職	希望退職	普通退職	その他
一般行政職		5	3	1	0	1
技能労務職		0	0	0	0	0
幼稚園教育職		1	1	0	0	0
その他	医療職	4	1	0	2	1
	看護・保健職	2	0	1	1	0
	薬剤・医療技術職	0	0	0	0	0
	その他	12	8	0	1	3
計		24	13	2	4	5

(3) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳以上	計
職員数	6人	23人	26人	45人	49人	84人	56人	58人	60人	86人	41人	5人	539人

(3) 職員の推移

(単位:人・%)

区分 部門	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	250	246	239	234	241	239	▲11 (▲4.4%)
教育	53	50	49	48	48	50	▲3 (▲5.66%)
消防	63	62	62	61	61	60	▲3 (▲4.76%)
普通会計	366	358	350	343	350	349	▲17 (▲4.64%)
公営企業等会計	224	219	213	203	189	191	▲33 (▲14.73%)
総合計	590	577	563	546	539	540	▲50 (▲8.47%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 休暇の種類

職員の休暇の種類には、①年次有給休暇 ②公傷休暇 ③病欠休暇 ④療養休暇
⑤生理休暇 ⑥特別休暇 ⑦組合休暇 ⑧介護休暇 があります。

(2) 一般職員の勤務時間の状況及び年次有給休暇の取得状況

1週間の正規 の勤務時間	1日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	平成19年10月1日廃止

年次有給休暇	内 容	平均取得日数
	1年に20日付与(4月1日付新規採用職員 15日) 年末に年次有給休暇の使用残日数がある場合は20 日を限度として翌年に繰り越すことができる。	8.3

- (注) 1 一般職員とは、非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員である。
2 年次有給休暇の平均取得日数は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までのものである。

(3) 育児休業の取得状況

	3ヶ月以下	3～6ヶ月未満	6～9ヶ月未満	9ヶ月～1年未満	1年～1年3ヶ月未満	合計
取得者数	2人	0人	3人	6人	0人	11人

(注) 取得者数は、平成25年度中に新たに育児休業を取得した職員数を記載している。

(4) 介護休業の取得状況

	1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超	合計
取得者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 取得者数は、平成25年度中に新たに介護休業を取得した職員数を記載している。

9 職員の分限及び懲戒処分に関する事項

降任	免職	休職	戒告	減給	停職	免職
0人	0人	3人	0人	0人	1人	0人

(注) 人数は、平成25年度中に対象となった職員数を記載している。

*分限処分・・・公務の能率を維持し公務の適正な運営を確保するため、勤務実績が良くない場合や心身の故障により長期の休養を必要とする場合に、職員の意に反して行うもの

*懲戒処分・・・職員に、法令等違反や全体の奉仕者である公務員としてふさわしくない非行があった場合などに、公務員関係の秩序を維持するため、制裁として行うもの

10 職員の服務に関する事項

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。この服務の根本基準を忠実に実行するため、地方公務員法の規定により職員には次のような職務上の義務が課されている。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

*平成25年度は、服務義務違反により処分された職員は1人である。

11 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況(25年度実績)

区分	内 容	実施日等	参加人数 (延べ人数)
集合研修	勤務評定研修	H25.10.24～25	158
	手話コミュニケーション講座	H26.1.16、23、30	65
	合 計		223
外部派遣研修	新規採用職員研修	H25.4.9～12	5
	契約事務研修	H25.5.24	1
	職員研修第Ⅱ部	H25.6.4～5	1
	法制執務実践セミナー	H26.7.31	1
	副市町村長総務部長研修会	H25.8.6	1
	県・市町村合同専門研修(企業会計研修)	H25.8.22～23	1
	中都市中堅職員研修	H25.8.26～30	3
	地方税特別研修「固定資産税担当者研修」	H25.8.29～30	1
	地方税特別研修「徴収事務担当者研修」	H25.9.26～27	1
	全国地域づくり人材塾	H25.10.29～11.2	1
	観光地域づくり	H25.12.3～12	1
	こころの救急支援チーム基礎研修会	H25.12.7～8、H26.3.1～2	2
	協働推進研修	H26.2.3～4	2
合 計		21	

(2) 勤務成績の評定の状況(25年度)

行政職等を対象に勤務評定を実施している。
評定結果については、人事・昇給等に活用している。

1.2 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公共団体は、地方公務員法により職員の福利厚生計画を樹立し、実施することが義務付けられています。壱岐市においても、職員の健康保全・生活の安定を目的に支援を行っています。

(1) 職員の社会保障

区 分	実 施 主 体	内 容
共 済 制 度	長崎県市町村職員共済組合	短期給付事業、長期給付事業及び保健事業等を行っている。民間事業者に例えると社会保険、厚生年金等に相当する。
	公立学校共済組合長崎県支部	
公務災害補償制度	地方公務員災害補償基金	職員が公務上受けた労働災害を、公務災害といい、地方公務災害補償法に基づく補償を受ける。 (平成25年度 認定件数 8件)

(2) 職員の健康診断の状況 (25年度)

区 分	受診者数
定期健康診断	379
人間ドック(2日)	90
人間ドック(1日)	149
節目ドック	20

} 長崎県市町村職員共済組合 保健事業による

(3) その他の福利厚生事業の状況

内 容	25年度 決算額(円)	対象件数
スポーツ・レクリエーション活動奨励のため、職員が団体で参加するスポーツ行事等について、その参加経費を助成する。	81,551	9

(4) 勤務条件に関する措置に関する要求等の状況

地方公務員法に基づき、職員は、給与、勤務時間その他勤務条件について、公平委員会に地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求することができる。また、任命権者が、職員に対して行った不利益な処分について、公平委員会に対して不服申立てができるようになっている。

壱岐市は、平成21年度より長崎県市町村公平委員会を県内4市(対馬市、西海市、雲仙市、南島原市)及び長崎県市町村総合事務組合と共同設置している。

平成25年度においては、「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分に関する不服申立て」についてはいずれも0件であった。